

「煙の流出防止基準」に係る関係団体ヒアリング

○喫煙専用室等における「煙の流出防止基準」について、それぞれの現場における実行可能性も考慮する観点から、厚生労働省において、関係団体からのヒアリングを実施した。

日時：8月9日（木）～22日（水）

時間：1団体15～30分間程度

- 全国生活衛生同業組合中央会
 - 全国飲食業生活衛生同業組合連合会
 - 日本遊戯関連事業協会
 - 全国麻雀業組合総連合会
 - 日本カラオケボックス協会連合会
 - 日本ホテル協会
 - 全日本シティホテル連盟
 - 全国社会福祉協議会
 - 日本経済団体連合会
 - 日本商工会議所
 - JR東日本
 - JR東海
 - JR西日本
 - 日本民営鉄道協会
 - 日本旅客船協会
 - 日本長距離フェリー協会
 - 日本中小型造船工業会
 - 日本外航客船協会
 - 全国がん患者団体連合会
- 【意見書・要望書の提出のみ】
- 日本フードサービス協会
 - 全国商工会連合会
 - 建築設備技術者協会

ヒアリングでの主なご意見

○喫煙専用室における「煙の流出防止基準」について

- ・現在示されている「入り口における風速0.2m／秒」を基に、これまで喫煙専用室を設置してきており、同様の基準で良いと考える。
- ・「風速0.2m／秒」よりも厳しい基準を設けることは、更なる設備投資が必要になることから、認められない。
- ・受動喫煙を防ぐためには、「風速0.2m／秒」よりも厳しい基準とすべき。
- ・屋外排気のための設備を設けようとしても、ビルのオーナーに許可されない場合などがある。屋外排気ができない場合には、空気清浄機での対応も認めるべき。

○加熱式たばこ専用喫煙室における「煙の流出防止基準」について

- ・加熱式たばこ専用喫煙室についても、喫煙専用室と同様の基準とすべき。
- ・複数のフロアを有する施設については、フロアごとで加熱式たばこの使用が認められるべき。
- ・加熱式たばこは煙も少ないので、喫煙専用室よりも基準を緩和すべき。
- ・「最新の科学的知見に基づいた基準を定めること」との参議院厚生労働委員会附帯決議を踏まえて検討すべき。
- ・加熱式たばこの受動喫煙による健康影響が明らかでないことを踏まえると、喫煙専用室と同様の基準を設けることは過剰ではないか。

○その他

- ・風速の基準を設けた場合、計測の方法について、過度な負担とならないよう配慮すること。